

いじめ防止基本方針

橋立小学校・橋立中学校

1 学校経営理念

安心して学ぶことができる教育環境を整備し、児童生徒一人ひとりが持つ個性・能力を伸ばし、充実感のある学校生活を送ることで、夢を抱き、その実現に向けて主体的に努力する活力ある児童生徒の育成を目指す。

2 いじめ問題への基本姿勢

校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくり及び外部機関との連携による「風通しのよい学校」づくりを推進する。また、いじめ問題が発生した場合には関係教職員による個別案件対応班を組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行うことでいじめの早期の解消を図り、児童生徒が安心して学ぶ環境を整える。

3 いじめの理解

(1) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人間的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(「いじめ防止対策推進法」(法律第71号 文部科学省) 平成25年6月28日公布)

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

(平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

(2) いじめ問題の基本的な考え方と認識

①いじめは人権侵害であり、人間として決して許される行為ではない。

②いじめは児童生徒の心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼし、不登校、自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる重大な問題である。

③いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こり得るものである。また、だれもが加害者にも被害者にもなり得るものである。

④いじめは大人が気付きにくいところで行われることが多い。最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくくなっている。

⑤いじめはいじめられる側にも問題があるという考え方には間違いである。

(3) いじめが解消された状態とは

①いじめに係る行為がやんでいる状態が相当の期間継続されていること。(少なくとも3ヶ月が目安)

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。(本人及び保護者への面談で確認)

(4) いじめの重大事態とは

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態(自殺等重大事態)

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態(不登校重大事態)

4 いじめ問題に取り組むための体制の整備

(1) いじめ問題対策チームの設置

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等からなる校内組織を設置する。

(2) いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策の整備

(3) 教育委員会、警察、地域の関係者等との連携

①いじめ事案、又はいじめが疑われる事案が発生した場合は、いじめ問題対策チームで対応するとともに、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言を受ける。

②重篤な案件、解決が困難な事案については、躊躇することなく警察や福祉関係者等の関係機関と連携して対応する。

(4) 保護者や地域との連携

保護者や地域の人々を対象に、「非行被害防止講座」等を開催し、いじめに対する危機感を高める。

<いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策>

未然防止 ~いじめを生まない 土壤づくり~	人権教育、道徳教育の充実 ・生命尊重や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。 ・他人を思いやる心や「いじめをしない、許さない」という人間性豊かな心を育む。 心の居場所づくり ・生徒指導の三機能を作用させた授業を展開する。 ・学校行事や学級活動等における児童生徒の主体的な活動を通して、自尊感情を高める。 ・温かい人間関係づくりを推進する。 (児童会・生徒会のあいさつ運動の取組、心理検査QUの実施と活用等)
早期発見 ~児童生徒の変化を 敏感に察知~	子どもたちや学級の様子のきめ細かな察知 ○日々の観察 ・休み時間や昼休み、放課後等に児童生徒とともに過ごす機会を積極的に設ける。 ・「いじめ発見チェックシート」を積極的に活用する。 ○生活ノート・連絡帳の活用 ・担任と児童生徒・保護者が日頃から密に連絡をとる。 相談しやすい環境づくり ○個人面談（「しゃべろうタイム」・「話してみま週間」） ・教職員が全児童生徒と話す時間を設け、児童生徒解を深める。いじめアンケートや QU検査のアンケートの結果も参考にする。 ○相談活動の充実 ・スクールカウンセラーを積極的に活用し、児童生徒の様子や変化を掴み、指導・支 援に生かす。 ○いじめアンケート ・学期に1回実施し、いじめ情報を把握する。 教職員の協働体制 ○児童生徒理解の会・情報交換会 ・児童生徒を共通理解し、指導・支援にあたる。

早期対応

～迅速かつ組織的な対応～

いじめ情報の把握

- ・「いじめ問題対策チーム」の招集→個別事案対応班の組織
- ・いじめられた児童生徒の徹底した見まもり
(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)

正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童生徒から個別に聴き取り、記録する。
- ・教職員間で情報を共有し、正確に事態を把握する。
- ・いじめの全体像を把握する。

指導体制・方針決定

- ・指導のねらいと教職員の役割分担を明確にする。
- ・全教職員の共通理解を図る。
- ・教育委員会や関係機関等と連携する。

児童生徒への指導・支援

- ・いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みに思いを至らせる。
- ・周りの児童生徒に「いじめは許されない」という意識を再認識させる。

保護者との連携

- ・直接会って、具体的対応策を説明する。
- ・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・カウンセラー等の活用も含め、心のケアをする。
- ・心の教育の一層の充実を図る。

< いじめ対策 年間計画 >

	いじめ対策委員会 生徒指導部会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D C A P D C ↓ A P D ↓ C ↓ A	○学校いじめ防止基本方針の確認	○相談室や SC の児童生徒、保護者への周知 ○学級開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知	
5月					
6月		○小：しゃべろうタイム ○中：話してみま週間 ○中：人権作文（3年）	○Q U調査	○小：学級懇談会 ○学校評議員会	
7月		○いじめ対応校内研修会 ①（いじめ対応アドバイザー来校・QU を生かした学級づくり）	○海友会（小中交流行事）	○個人懇談 ○学校評価アンケート	
8月					
9月		○学校評価アンケート分析・検証		○グッドマナーキャンペーント	
10月		○情報モラル指導 (ネットトラブル防止)			
11月		○小：しゃべろうタイム ○中：話してみま週間 ○小中合同文化祭	○Q U調査		
12月		○人権週間		○個人懇談 ○学校評価アンケート	
1月		○学校評価アンケート分析・検証 ○学校評価計画検証			
2月		○いじめ対応校内研修会 ②（いじめ対応アドバイザー来校）	○保健指導（命の大切さ）	○PTA教育講演会 ○学校関係者評価委員会	
3月		○学校関係者評価分析・検証			
通年		・いじめに関する情報収集 ・対応策の検討 ・児童生徒理解の会（毎職員会議）	・道徳教育の充実 ・体験的活動の重視 ・授業のユニバーサルデザイン化 ・集会における校長講話	・小：健康観察 ・中：生活ノート ・SCによる相談 ・月1回生活アンケート ・ホームページで「いじめ防止基本方針」を公開	

5 その他

この「橋立小学校・中学校いじめ防止基本方針」は、校内いじめ問題対策委員会（常設）が中心となって、適宜見直し、必要がある時には改定するものとする。

